

第3章 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第1節 地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。

整備方針
(1) 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を予め除去又は軽減すること。
(2) 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。
(3) 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

1 防災業務施設の整備

区分	内容
消防用施設の整備及び消火用水対策	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。 河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。
通信施設及び情報処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。 情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。 住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

2 地域の防災構造化

区分	内容
避難地の整備	既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、避難地の整備を図る。
避難路の整備	幹線避難路等市長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。
消防活動用道路の整備	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
共同溝、電線共同溝等の整備	災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者、地元住民及び市町と調整を行いつつ整備を図る。
老朽住宅密集市街地地震防災対策	建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3 緊急輸送路の整備

区 分	内 容
道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送ルート確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。
交通管制資機材の整備	災害時の交通の混乱を防止し、円滑な緊急輸送を実施するために、交通情報の収集又は提供に係る交通管制資機材の整備を図る
ヘリポートの整備	緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

区 分	内 容
医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
学校等施設の整備	児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。
不特定多数が利用する公的建物の整備	教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防施設等の整備	庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> 地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

5 災害防止事業

区 分	内 容
山崩れ、地すべり等の防止	<ul style="list-style-type: none"> 地震による災害の発生を防止するため、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。 ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。

6 災害応急対策用施設等の整備

区 分	内 容
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。
防災倉庫の整備	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、防災倉庫の整備を図る。
応急救護設備等の整備	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第2節 地震対策緊急整備事業計画

東海地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から平成31年度までの40年間である。

1 防災業務施設の整備

(1) 消防用施設の整備

区 分	内 容		
事業の目的	地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽等の消防用施設の整備を図る。		
整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級耐震性貯水槽等を整備する。 特に建築物の密集地域には、耐震性貯水槽を重点的に整備する。 		
事業総括表	事業名	事業概要	実施済み事業
	消防防災施設整備事業	耐震性貯水槽 (飲料水兼用)	100m ³ 級 60m ³ 級 9基 1基
		耐震性貯水槽	100m ³ 級 60m ³ 級 40m ³ 級 10基 11基 301基
	消防防災設備整備事業	可搬式小型動力ポンプ	C1級 27台
		消防ポンプ自動車 消防団	ポンプ車 26台
		消防ポンプ自動車 御殿場消防署	ポンプ車 タンク車 救助工作車 1台 3台 1台
消火栓		1,923基	

(2) 通信施設の整備

区 分	内 容			
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令時及び地震発生時には、電話のふくそう、途絶が予想される。 このため、防災関係機関からの情報収集及び伝達を円滑にするため必要な無線通信施設を整備する。 			
整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 市民への情報伝達が迅速、正確にされるよう市内全戸に同時通報用無線戸別受信機を設置する。 災害対策(警戒)本部と支部間、支部と各区間の情報を迅速、正確に収集、伝達するために防災行政無線等の通信施設の増強を図る。 			
事業総括表	事業名	事業主体	実施済み事業	
	防災行政無線整備事業(固定系)	親局、遠隔制御器、屋外子局、戸別受信機の整備	親局	1
			遠隔制御器	2
			屋外子局	26
			戸別受信機	21,047
	防災行政無線整備事業(移動系)	基地局、車載局、可搬局、携帯局の整備	基地局	1
遠隔制御器			4	
車載局			26	
可搬局			2	
地域防災無線整備事業	基地局、中継局、車載無線機、携帯無線機の整備	携帯局	3	
		基地局	2	
		中継局	1	
		半固定局	105	
		車載局	61	
		携帯局	95	

2 防災上重要な建物の整備

(1) 医療救護施設の整備

区 分	内 容		
事業の目的	地震発生後、病院等の診療機能が制約されることが予想されるため、救急患者の医療の確保等、必要な設備、医療資機材の整備の促進を図る。		
整備の基準	救護所設置に必要な設備、医療資機材を整備する。		
事業総括表	事業名	事業の概要	実施済み事業
	救護所設置 資機材整備事業	救護所倉庫、医療資機材	5か所 (保健センター、南小学校、原里小学校、 富士岡小学校、玉穂支所)

(2) 学校施設の整備

区 分	内 容		
事業の目的	児童、生徒の生命の安全確保を図るとともに、災害応急対策の円滑化を図る。		
整備の基準	学校施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また、鉄筋建物等については耐震診断の結果により改築、補強を行う。		
事業総括表	事業名	事業の概要	実施済み事業
	学 校 施 設 整 備 事 業	備品固定	全校
		校舎耐震診断	全校
		木製建具交換	幼稚園4園
		体育館改修	小学校5校、中学校4校
		校舎改築	幼稚園7園、小学校6校、中学校5校
		ブロック塀等改修	全校
		受水槽改修	小学校5校、中学校4校
		窓サッシ交換	

(3) 水道施設の整備

区 分	内 容		
事業の目的	水道施設の被害を防止するとともに、発災後速やかに応急給水を実施するため水道施設の耐震化を図る。		
整備の基準	応急給水に必要な水源を確保するために、取水施設から配水池までの間の本管布設替、緊急遮断弁の設置、発災後速やかに応急給水を実施するために必要な資機材の備蓄及び資材倉庫を設置する。		
事業総括表	事業名	事業の概要	実施済み事業
	水道施設 整備事業	資材倉庫整備	100㎡1棟、12.54㎡2棟
		備蓄資機材整備	1式
		導・送水管布設替	L=3,888.3m
		連絡管布設替	5か所(裾野1、小山4)
		石綿管布設替	99.9%
		取水施設設置	44井
		緊急遮断装置設置	19基
		給水車	2台
		車載用給水タンク	26基
		配水地改築	18基
配水管布設替	L=138,494.1m		

(4) 地域防災活動の推進

区 分	内 容		
事業の目的	地域の自主防災組織活動及び市が避難地等で実施する防災活動を円滑に実施するために必要な設備及び資機材の整備を促進する。		
整備の水準	各区の自主防災組織が初期消火、救護等の活動ができるよう必要な資機材、倉庫を整備する。また、避難地における地震防災応急対策、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫及び飲料水用受水槽等を整備する。		

事業総括表	事業名	事業の概要	実施済み事業
	地域防災総合整備事業	受水槽	17基
		避難地案内標識	91基
自主防災組織整備事業	資材倉庫、防災用資機材	59自主防災組織	

3 市有施設等の整備

(1) 市有建築物の整備

区分	内容			
事業の目的	市有建築物のうち庁舎は、警戒本部及び災害対策本部として、御殿場地域振興センター、富士岡支所、原里支所、玉穂支所、印野支所及び高根支所は、支部の防災拠点として、用途、機能を確保しなければならない。			
整備の基準	耐震診断を実施し、改築、補強の必要なものについて計画的に整備を促進する。			
事業総括表	事業名	事業の概要	実施済み事業	
	市有建築物 整備事業	耐震診断	335棟	
		庁舎増改築	本庁舎、御殿場地域振興センター、富士岡支所、原里支所、玉穂支所	
		庁舎補強	本庁舎、御殿場地域振興センター、玉穂支所、印野支所、高根支所	
消防庁舎改築		御殿場消防署、西分署		

(2) 庁舎等の整備

区分	内容		
事業の目的	市有建築物の耐震性を図るとともに、室内のロッカー、書棚等の転倒防止、ガラス等の飛散防止及び施設敷地周辺のブロック塀の転倒防止を講じ、生命の安全を図る。		
整備の基準	本庁舎、東館、水道庁舎、分館、御殿場地域振興センター、富士岡支所、原里支所、玉穂支所、印野支所及び高根支所等常時執務を行う室内に設置してあるロッカー、書棚等の固定、ガラス窓の強化、倒壊のおそれのあるブロック塀を改善強化する。		
事業総括表	事業名	事業の概要	実施済み事業
	庁舎等の設備 整備事業	ロッカー、書棚等の固定、ガラスの飛散防止等	

(3) 防災活動資機材の整備

区分	内容		
事業の目的	警戒（災対）本部、支部及びその他の市有施設の機能が十分発揮できるよう装備の充実強化を図る。		
整備の基準	地震発生後において災害の拡大を防ぐとともに、災害応急復旧活動に必要な資機材を整備する。		
事業総括表	事業名	事業の概要	実施済み事業
	防災活動資機 材整備事業	本部・支部の装備	本部、御殿場・富士岡・原里・玉穂・印野・高根支部
		消防指揮本部の装備	一式